

鑑識鑑定官指定制度実施規程の制定について(例規通達)

(平成12年3月15日)

(栢鑑第2号・栢捜一第7号栢木県警察本部長通達)

この度、指紋、足こん跡及び写真の鑑定に従事する職員のプロフェッショナル化を図り、公判に耐え得るち密な鑑定業務を推進するため、みだしの規程を別添のとおり制定し、平成12年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。